

第1回 恵那市リニア中央新幹線対策協議会

と き 平成29年6月1日（木）
午後1時30分～3時00分
ところ 恵那市役所 会議棟 大会議室

〔委嘱書交付〕

○ あいさつ

○ 自己紹介

【協議・報告事項】

1. 副会長の指名
2. 恵那市リニア中央新幹線対策協議会の役割について
3. リニア中央新幹線関連事業の進捗状況について
4. 各種団体の取り組みについて

恵那市リニア中央新幹線対策協議会 委員名簿

(敬称略)

		氏名・役職		関係区分
	会長	小坂 喬峰	恵那市長	会長
1	委員	荒田 雅晴	恵那市議会議長	市議会議員
2	委員	柘植 莞	リニア中央新幹線対策特別委員会委員長	市議会議員
3	委員	町野 道明	リニア中央新幹線対策特別委員会副委員長	市議会議員
4	委員	前川 登	大井地域自治区会長	関係地域自治区代表者
5	委員	西尾 俊彦	長島地域自治区会長	関係地域自治区代表者
6	委員	丸山 文憲	東野地域自治区会長	関係地域自治区代表者
7	委員	坪井 弥栄子	三郷地域自治区会長	関係地域自治区代表者
8	委員	瀬瀬 鍊一	武並地域自治区会長	関係地域自治区代表者
9	委員	樋田 一成	笠置地域自治区会長	関係地域自治区代表者
10	委員	細井 健吉	岩村地域自治区会長	関係地域自治区代表者
11	委員	西尾 由道	山岡地域自治区地域協議会委員	関係地域自治区代表者
12	委員	可知 于	岡瀬沢リニア委員会会長	地区リニア対策委員会代表者
13	委員	佐藤 吉松	岡瀬沢リニア委員会副会長	地区リニア対策委員会代表者
14	委員	山崎 勉	大井町3区・13区リニア対策委員会副委員長	地区リニア対策委員会代表者
15	委員	梅田 光成	大井町3区・13区リニア対策委員会事務局長	地区リニア対策委員会代表者
16	委員	柘植 恒雄	大井町7区・8区リニア対策委員会委員長	地区リニア対策委員会代表者
17	委員	市川 美彦	大井町7区・8区リニア対策委員会委員	地区リニア対策委員会代表者
18	委員	林 憲二	武並町リニア新幹線対策委員会副委員長	地区リニア対策委員会代表者
19	委員	篠原 廣司	武並町リニア新幹線対策委員会副委員長	地区リニア対策委員会代表者
20	委員	渡邊 大作	恵那商工会議所常議員 広域開発推進委員会委員長	関係団体の代表者
21	委員	加藤 春人	恵那市恵南商工会理事	関係団体の代表者
22	委員	田口 進	恵那市建設協同組合代表理事	関係団体の代表者
23	委員	堀 和昭	(一社)恵那市観光協会専務理事	関係団体の代表者
24	委員	曾我 佳奈子	恵那市農業委員会委員	関係団体の代表者
25	委員	黄地 尚幸	恵那市環境対策協議会会長	関係団体の代表者
26	委員	大畑 雅幸	教育長	その他市長が認める者
27	委員	光岡 伸康	農林部長	その他市長が認める者
28	委員	小川 智明	商工観光部長	その他市長が認める者
29	委員	鷺見 典幸	建設部長	その他市長が認める者
30	委員	小林 敏博	水道環境部長	その他市長が認める者
	事務局長	丸山 頼彦	リニアまちづくり課長	
	事務局	伊藤 一美	リニアまちづくり課課長補佐	
	事務局	杉山 昭夫	リニアまちづくり課係長	
	事務局	安藤 巽	リニアまちづくり課主事	

恵那市リニア中央新幹線対策協議会設置要綱

(設置)

第1条 リニア中央新幹線事業に関する環境等の諸問題に対し、東海旅客鉄道株式会社、中部電力株式会社等に適切な対応を求め、住民の安心と安全を確保すること及び建設時における経済効果を最大限に活かし地域活性化を図るため、恵那市リニア中央新幹線対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、リニア中央新幹線事業に関する、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 環境保全に関すること
- (2) 住民生活に関すること
- (3) 経済活動に関すること
- (4) その他協議会において必要と認める事項に関すること

(組織)

第3条 協議会は、会長及び委員30名以内をもって組織する。

- 2 会長は市長をもって充て、副会長は委員の中から会長が指名する。
- 3 会長は会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 関係地域自治区代表者
 - (2) 地区リニア対策委員会代表者
 - (3) 関係団体の代表者
 - (4) 市議会議員
 - (5) その他、市長が認める者
- 6 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第4条 協議会の会議は会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会長は、個別事項について協議する場合、関係する委員を招集し、会議を開催することができる。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明を求めることができる。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、建設部リニアまちづくり課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

恵那市リニア中央新幹線対策協議会の役割

1. 設置の経緯

東海旅客鉄道株式会社が進めているリニア中央新幹線事業に伴い、生活環境、自然環境、景観への影響などについて、今までは各地区において対策委員会を立ち上げ対応をしていた。

今回、恵那市全体の共通認識として実効性のあるものとするために、恵那市としての対策協議会を設置するよう議会から提言（平成28年10月21日）があり、それを受けて恵那市リニア中央新幹線対策協議会を設置するもの。

2. 設置の目的

リニア中央新幹線整備事業に関し、以下の目的を達成するため、恵那市リニア中央新幹線対策協議会を設置する。

- （1）環境等の諸問題に対し、東海旅客鉄道株式会社及び中部電力株式会社等に適切な対応を求め、住民の安全と安心を確保する。
 - （2）建設時における経済効果を最大限に活かし、地域活性化を図る。
-

3. 協議する事項

- （1）環境保全に関すること（大気環境、騒音、振動、動植物、電磁波、景観など）
 - （2）住民生活に関すること（交通安全対策、水資源枯渇、日照障害、地盤沈下など）
 - （3）経済活動に関すること（地域貢献の要望など）
 - （4）その他協議会において必要と認める事項に関すること
-

4. 組織（会長及び委員 30 名以内）

- （1）会長は市長、副会長は委員の中から市長が指名
- （2）委員
 - 関係地域自治区代表者
 - 地区リニア対策委員会代表者
 - 関係団体の代表者
 - 市議会議員
 - その他、市長が認める者
- （3）任期2年（再任を妨げない）